

# 海軍公報 (部内限) 第四千七十九號

昭和十七年五月一日(金)  
海軍大臣官房

## ○令達

官房機密第五一三八號

昭和十七年官房機密第二八二二號中「及防備隊」ヲ

「防備隊及根據地隊」ニ改ム

本令ハ昭和十七年四月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

昭和十七年四月二十八日

海軍大臣

参照 昭和十七年官房機密第二八二二號ハ昭和十六年官房機密第一

二六三九號第一項第七號ノ部隊指定ノ件ナリ

官房第二二六二四號

昭和十六年官房第六三八六號及昭和十七年官房第一四

三九號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年五月一日

海軍大臣

則

別除

参照 昭和十六年官房第六三八六號ハ高雄ニ佐世保鎮守府文庫出張所ヲ、昭和十七年官房第一四三九號ハ「トラック」ニ横須賀

## ○通牒

兵備四機密第六八號

昭和十七年四月二十八日

海軍省兵備局長

關係廳長殿

昭和十七年度要員調査ノ件照會

首題ノ件別紙様式ニ依リ調査ノ上五月十五日迄ニ三通

送付相成度

(別紙様式添)

## ○辭令

海務院技手 菅田 十藏

第四艦隊司令部附ヲ命ス(海軍省)

海軍中將 小池 四郎

海軍少將 西尾 秀彦

(各通)

海軍公報 (部内限) 第四千七十九號

昭和十七年五月一日

四三一

0042

海軍武功調査委員ヲ命ス(海軍省令同)  
海軍大佐 篠田 勝清

(各通) 海軍技師 西原 貢  
同 小林 虎雄

海軍規格審議會議員ヲ命ス(海軍省令同)  
海軍中佐 石原 宇市

第三課勤務ヲ命ス 海軍機關中佐 堀江 隆介

第四課勤務ヲ命ス(以上海軍省兵備局)  
海軍大佐 岡田 有作(艦 本)

海軍中佐 大山 豊次郎(神戸監)  
同 七字 恒雄(伊二潛)

(各通) 海軍少佐 田中 万喜夫(吳 廠)

海軍中尉 上拾石 康雄(伊二潛)  
海軍機關中佐 熱田 佐太郎(艦 本)

海軍機關少佐 清水 清直(伊二潛)  
伊號第十一潜水艦審議(除航空關係)委員ヲ命ス

海軍中佐 藤本 傳(艦 本)  
同 渡邊 薫雄(航 本)

(各通) 海軍少佐 井上 規矩(伊三潛)  
海軍大尉 小針 寛一(同 )

海軍機關大佐 曾根 伸雄(橫 廠)  
海軍機關中佐 岡 寅雄(艦 本)  
海軍機關大尉 原田 範治(伊三潛)  
海軍造船少佐 大平 正夫(橫 廠)  
伊號第三十一潜水艦審議委員ヲ命ス(以上海軍艦政本部)

○ 雜 款

○ 永久服役  
左記ノ者ハ四月二十七日海軍武官服役令第八條ノ規定ニ依ル現役ニ服セシメラル  
記

海軍主計大尉 鈴木 長秀  
海軍主計中尉 伊藤 昌  
海軍主計少尉 松永 久男  
同 龜井 信雄  
同 池上 秀高  
同 田中 昌夫

○ 司令驅逐艦指定  
第十驅逐隊司令ハ四月十三日司令驅逐艦ヲ風雲ニ指定セリ

0043

○郵便物發送先  
自今左ニ依リ發送相成度

司令、隊宛

機關長宛

主計長宛

軍醫長宛

朝潮  
荒潮  
大潮  
滿潮  
(第八驅逐隊)

○事務所撤去  
敷設艇濟州艦裝員事務所ヲ四月二十五日撤去セリ

○正誤  
四月二十七日辭令欄四二五頁下段一五行目「三月三十日」ハ「三月三十日」ノ誤

海軍公報(部内限) 第四千七十九號 昭和十七年五月一日

四三三

0044

(別紙様式)

(昭和十七年五月一日海軍公報(部内限))

0045

昭和十七年度要員数調

區分	昭和十七年三月二十日現在員數			昭和十七年度純増加要員數		
	男	女	計	男	女	計
雇員				( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
傭人				( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
工(鑛)員				( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
計				( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
備考						

- 註 1 現在員數ハ應召、入營、長期派遣中ノ者ヲ除ク
- 2 純増加要員數欄ニハ昭和十七年四月ヨリ昭和十八年三月迄ニ於テ新規ニ増員スベキ見込員數ヲ記入スルコト(昭和十七年三月ノ新規中等學校卒業生、新規國民學校修了者ニシテ既ニ割當ヲ受ケタル員數ヲ各別ニ括弧内ニ内書スルコト)
- 3 備考欄ニハ増員ノ理由其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入スルコト

(部 内 限)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十七年五月一日(金)  
海軍大臣官房

官房第二五九八號

昭和十七年度新造雜役船ノ公稱番號、船種、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十七年四月二十八日

海 軍 大 臣

公稱番號	自第五〇〇一號	至第五〇一〇號	第五〇一號	第五〇一二號	第五〇一三號	第五〇一四號	自第五〇一五號
	特運貨船 (十四隻)		同	同	同	同	同
船種	同		同	同	同	同	同
	同		同	同	同	同	同
所屬	橫須賀防備隊		臨時附屬	佐世保防備隊			橫須賀防備隊
	同		同	同			同
定數別	同		同	同			同
	同		同	同			同
記	製造訓令番號		昭和十七年官房機密第二九四號(橫須賀)	同(吳)			同(橫須賀)
	製造所一契約納入場所		同	同			同
竣工豫定期日	同		昭和十七年二月末日	同			同
	同		同	同			同
備考	同		同	同			同
	同		同	同			同

海軍公報 (部内限) 號外

0046

第五〇五三號	同 (同)	橫須賀防備隊	同	昭和十七年官房機密第二一九				
第五〇四八號	同 (同)	佐世保防備隊	同	同(吳)	三菱長崎造船所	佐世保工廠	同(吳)	三月末日
第五〇四四號	同 (同)				佐世保工廠			
第五〇四三號	同 (同)	橫須賀防備隊	同	昭和十七年官房機密第二一九 (橫須賀)	三菱長崎造船所	佐世保工廠	同(吳)	三月末日
第五〇二九號	同 (同)	佐世保防備隊	同	同(吳)	三菱長崎造船所	佐世保工廠	同(吳)	三月末日
第五〇二八號	同 (同)							
第五〇二七號	同 (同)	佐世保防備隊	同	同(吳)	三菱長崎造船所	佐世保工廠	同(吳)	三月末日
第五〇二六號	同 (同)							
第五〇二五號	同 (同)	佐世保防備隊	同	同(吳)	三菱長崎造船所	佐世保工廠	同(吳)	三月末日
第五〇二四號	同 (同)							

一七〇〇  
三〇〇  
ニ該當  
ス

0047

第五〇九二號	自第五〇八七號 至第五〇九一號	同 (同)	同	佐世保防備隊	同	浦賀青島工廠		同 六月末 日年
第五〇八六號	同	同 (同)	同	横須賀防備隊	同	三菱長崎造船所	佐世保工廠	同 六月末 日年
第五〇八四號	同	同 (同)	同	佐世保防備隊	同	石川島造船所	横須賀工廠	同 七月末 日年
第五〇七二號	自第五〇八一號 至第五〇七二號	同 (同)	同	横須賀防備隊	同	同(吳)		同 六月末 日年
第五〇六七號	自第五〇六一號 至第五〇六七號	同 (同)	同	佐世保防備隊	同	三菱長崎造船所	佐世保工廠	同 五月末 日年
第五〇六三號	自第五〇六二號 至第五〇六三號	同 (同)	同	佐世保防備隊	同	同(吳)		同 六月末 日年
第五〇六一號	同					四號(横須賀)		同 五月末 日年

0048

自第五一三〇號	同										
至第五二二〇號	同 (同)	横須賀防備隊	同	昭和十七年官房機密第二一九四號(横須賀)	同	八月末日年					
自第五二二〇號	同 (同)			浦賀青島工廠							
至第五二八號	同 (同)	佐世保防備隊	同	三菱長崎造船所	佐世保工廠	七月末日年					
自第五二七號	同 (同)			石川島造船所	横須賀工廠						
至第五一〇八號	同 (同)	横須賀防備隊	同								
自第五一一號	同 (同)										
至第五一〇七號	同 (同)			同(吳)		八月末日年					
自第五一〇六號	同 (同)	佐世保防備隊	同								
至第五一〇四號	同 (同)										
自第五〇九四號	同 (同)	横須賀防備隊	同	昭和十七年官房機密第二一九四號(横須賀)		七月末日年					
至第五〇三號	同 (同)										
自第五〇九三號	同 (同)										

0049



自第五一六〇號 至第五一六五號	同 (同)	佐世保防備隊	同	三菱長崎造船所 佐世保工廠	同 年
自第五一五八號 至第五一五九號	同 (同)	佐世保防備隊	同	同(吳)	同 十月末日年
自第五一四六號 至第五一五五號	同 (同)	横須賀防備隊	同	昭和十七年官房機密第二一九號(横須賀)	同 九月末日年
自第五一四四號 至第五一四三號	同 (同)	佐世保防備隊	同	浦賀青島工廠	同 八月末日年
自第五一三八號 至第五一四三號	同 (同)	佐世保防備隊	同	三菱長崎造船所 佐世保工廠	同 八月末日年
自第五一三七號 至第五一三四號	同 (同)	横須賀防備隊	同	石川島造船所 横須賀工廠	同 九月末日年
自第五一三三號 至第五一三二號	同 (同)	佐世保防備隊	同	同(吳)	同 九月末日年

0050

第五一六六號	同	同				九月末日
第五一六七號	同	同				
自第五一六八號 至第五一七七號	同	同	横須賀防備隊	同	浦賀青島工廠	同 十月末日
自第五一七八號 至第五一八〇號	同	同			昭和十七年官房機密第二一九四號 (横須賀)	同 十月末日
第五一八一號	同	同	佐世保防備隊	同	同 (吳)	同 十一月末日
第五一八二號	同	同				
第五一八三號	同	同			昭和十七年官房第一三八二號 (吳)	
自第五一八四號 至第五一八七號	同	同	横須賀防備隊	同	浦賀船渠會社	同 十月末日
自第五一八八號 至第五一九三號	同	同			三菱長崎造船所	同 十月末日
第五一九四號	同	同	佐世保防備隊	同	横須賀工廠	同 十月末日
第五一九五號	同	同			浦賀青島工廠	同 十月末日

0051

自第五一九六號 至第五二〇五號	同 (同)	橫須賀防備隊	同	昭和十七年官房機密第二一九四號 (橫須賀)	十同 一月末日年
自第五二〇六號 至第五二〇八號	同 (同)	佐世保防備隊	同	同(吳)	十同 二月末日年
自第五二一〇號 至第五二一一號	同 (同)	佐世保防備隊	同	(吳) 昭和十七年官房第一三八二號	
自第五二一二號 至第五二二四號	同 (同)	橫須賀防備隊	同	名古屋造船會社 橫須賀工廠	
自第五二二五號 至第五二二八號	同 (同)	橫須賀防備隊	同	浦賀船渠會社 同	十同 一月末日年
自第五二一九號 至第五二二四號	同 (同)	佐世保防備隊	同	三菱長崎造船所 佐世保工廠	
自第五二二五號 至第五二二六號	同 (同)	佐世保防備隊	同	浦賀青島工廠	

0052

第五二五五號	第五二五四號	第五二五三號	第五二五二號	第五二五一號	第五二五〇號	第五二四九號	第五二四八號	自第五二四三號至第五二四八號	自第五二四〇號至第五二四二號	自第五二三六號至第五二三九號	自第五二二七號至第五二三五號	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	
								橫須賀防備隊	佐世保防備隊	橫須賀防備隊		
								同	同	同		
宇品造船所				浦賀青島工廠				三菱長崎造船所	名古屋造船會社	同(吳)		昭和十七年官房機密第二一九四號(橫須賀)
吳工廠								佐世保工廠	橫須賀工廠			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
年	七 月 末 日 年	六 月 末 日 年					十 二 月 末 日 年					

0053

自 第五二七四號	同	佐世保防備隊		同			同	年
至 第五二七三號	同 (同)				宇品造船所	同		
自 第五二七一號	同				大阪製鎖造機 會社	吳工廠		同 十二月末日
至 第五二七〇號	同 (同)				昭和十七年官房機密第二二九 四號(橫須賀)			
自 第五二六八號	同	橫須賀防備隊		同				
至 第五二六六號	同 (同)				宇品造船所	同		同 十一月末日
自 第五二六四號	同				大阪製鎖造機 會社	同		
至 第五二六三號	同 (同)							
自 第五二六一號	同							
至 第五二六〇號	同 (同)							同 十月末日
自 第五二五九號	同							
至 第五二五八號	同 (同)							同 九月末日
自 第五二五七號	同							
至 第五二五六號	同 (同)	佐世保防備隊		同				同 八月末日

0054

海軍公報 (部内限) 號外

至 第五二七六號	自 第五二七七號	至 第五二八一號	自 第五二八二號	至 第五三〇〇號
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
(吳) 昭和十七年官房第一三八二號				
十一月末日	十二月末日	十一月十八日	十二月末日	十一月十八日

0055

(限 内 部)

海軍公報(部内限)號外

昭和十七年五月一日(金)  
海軍大臣官房

○辭令

○昭和十七年三月二日

(各通)

海軍機關特務少尉 苑森勘七郎

敘正七位

海軍技師 蛭田 光夫

海軍技師 菊池 重郎

同 大塚 全一

同 安部 康博

同 中谷 茂壽

同 淺嶋 武雄

同 今井 博夫

敘從七位

同 鈴木 松夫

同 松永 常夫

同 鷺巢 清

同 大久保 次郎

(各通)

海軍少尉 住山 徳雄

同 海軍機關少尉 中原 八郎

同 海軍造船少尉 池端 賢輔

同 海軍造船少尉 高橋 政義

同 海軍造船少尉 宮原 八東

同 海軍造船少尉 田中 義雄

同 海軍造船少尉 花岡 陸雄

同 海軍造船少尉 平田 陽

同 中村 浩二

同 渡邊 文雄

同 麻谷 順一郎

同 田中 徹夫

同 眞鍋 幸夫

同 川瀬 三郎

同 龜井 邦雄

同 鈴木 衛

0056

海軍公報(部内限)號外

同 同

稻富久雄  
矢島彌太郎

彼從五位

海軍少佐

佐藤重吉

同 萩尾重吉

同 黒木照男

同 橋本逸夫

同 松本作次

同 後藤實二

同 三品伊織

同 河本廣中

同 望月嘉一

同 鷹尾卓海

同 石川健逸

同 福地誠夫

同 泉雅爾

同 城野番

同 岩城繁

同 三重野武

同 碓氷次

同 辻圓次

海軍造兵少尉 中里二郎  
 同 笹尾叔亨  
 同 石井實  
 同 三船義雅  
 同 山島昇  
 同 龜見敏夫  
 同 清原秋義  
 同 今井良雄  
 同 末次輝治  
 同 正藤憲太郎

○昭和十七年三月十六日

彼正八位

彼從四位

海軍大佐 寺田榮之丞

海軍中佐 友重丙

同 富村重雄

海軍機關中佐 岡部武

海軍造船中佐 龍三郎

同 稻川精一

海軍造機中佐 武智馨

海軍造兵中佐 伊藤庸二

(各通)

0057



海軍公報 (部内限) 號外

同  
 野 添 鋤 井 矢 荒 小 伊 小 西 戶 太 後 竹 佃 仲 濱 古 館 問 中  
 口 田 柄 野 野 井 比 藤 澤 郡 次 田 藤 村 佃 仲 崎 志 野 宮 山  
 豐 啓 健 榮 邦 靖 賀 英 雄 黑 哲 一 定 繁 唯 恒 音 義  
 郎 次 吾 市 弘 夫 勝 茂 夫 次 郎 康 郎 郎 雄 隆 郎 吉 則

同  
 志 佐 平 福 牛 里 向 伊 石 小 氏 前 渡 柴 河 松 山 宇 福 旭 茂  
 摩 藤 野 元 尾 見 井 藤 西 山 家 川 邊 山 野 本 路 都 島 木  
 岑 四 泰 秀 義 五 一 信 壽 重 萬 碩 一 昌 一 秀 美 龍 史  
 郎 四 治 盛 隆 三 三 雄 彦 人 衛 夫 雄 通 壽 雄 郎 彦 雄 朗

三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山口	平井	田中	山下	芥河	稻田	土屋	日下	矢部	藤川	東	長谷川	大橋	山口	吉野	宇野	稲見	堀家	岡本	鈴木	宮地		
達也	又雄	健治	正男	唯太郎	進	敏夫	敏夫	幸	謹一	日出夫	敏行	勝夫	義男	捷三	龜雄	高男	義一	孝一	榮次郎	美枝		

(各道)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
齋藤	山内	星	高橋	佐藤	石山	佐波	水上	赤尾	浅沼	森下	福屋	島	有賀	永久	國島	日暮	神浦	前川	妹尾	糸永				
明	春雄	忠雄	恭三	重男	重男	波	竹二	勝保	沼	陸	正孝	鐵次郎	文吉	熊亮	其一	三郎	純也	三郎	俊生	冬生				

海軍公報 (部内限) 號外

同  
 山口真弘 小栗卯一郎 横田忠行 馬場正壽 坂上五郎 宇田川秋次郎 林崎守三 嶋田勝之助 山上實 土井喜一 氏家勝比古 佐藤正 長嶋繁美 椎名壽郎 藤岡勇雄 本多憲太郎 黑崎孝之 界谷友太郎 鈴木潔 津村慶四郎 西村盛雄

同  
 板垣四郎 杉山峻 櫻井好文 加藤五郎 西野殿吉 三浦敏郎 濱田司 大條進 下林良政 土屋汎 久地井鎮世 中村正道 松村吉之 村上松壽 窪田正次 丸山和雄 有賀進 陣内日出二 宇佐美正夫 北濱清三郎 額久直

海軍軍醫少佐 北村 末藏  
 同 原田 昌雄  
 同 占部 進  
 同 横尾 孝男  
 同 田中 重雄  
 同 垂水 順吉  
 海軍藥劑少佐 同 村原 正直  
 同 池田 晴男  
 海軍主計少佐 同 鈴木 恒雄  
 同 三原 實  
 同 小笠 熊男  
 同 大久保 謙吉  
 同 岡田 鎮夫  
 同 和泉 美司  
 同 松元 安夫  
 同 下井田 萬作  
 同 河野 新齊  
 同 山本 正良  
 同 松川 正良  
 同 矢田 健二  
 海軍造船少佐 同 秋山 忠良

敍正六位

(各通)

同 岡村 恒四郎  
 海軍造機少佐 同 横井 元昭  
 同 關原 勝臣  
 同 今里 和夫  
 同 吉川 春夫  
 同 新美 政義  
 同 安並 三男  
 同 依 信次  
 同 耳塚 勝太郎  
 同 巖谷 英一  
 同 庄司 元三  
 同 寺田 重義  
 海軍特務大尉 同 佐々木 隆男  
 同 園部 幸四郎  
 同 鯨田 卯吉  
 同 池田 福太郎  
 同 小坂 清三郎  
 同 岡本 友近  
 同 平松 虎平  
 海軍機關特務大尉 同 守多 優

敍從六位

同 同 同  
 海軍特務中尉 横山 正治  
 海軍主計特務中尉 山下 政太郎  
 原川 信太郎  
 岩崎 政治郎

(各通)

海軍特務中尉 田中 良平  
 同 小川 喜代松  
 同 島川 清一  
 同 南 五市  
 海軍特務少尉 和田 十郎  
 同 板垣 今治  
 海軍機關特務少尉 大隈 惇

敍正七位

○昭和十七年三月三十一日

海軍造船中尉 西岡 平次  
 同 倉敷 肇  
 海軍造船機中尉 黒田 敏夫  
 海軍造兵中尉 曾我部 豊  
 同 宮城 圭介  
 同 山田 彌

(各通)

敍從七位

同 同 同 同  
 松岳 正義  
 竹内 醒  
 田中 博介  
 大塚 光貞

海軍公報 (部内限) 號外

0063

部)

(限



# 海軍公報 (部内限) 第四千八十號

昭和十七年五月二日(土)  
海軍大臣官房

## ○令達

官房機密第五二五二號  
海軍軍用電信所ノ給與其ノ他ノ經費支拂ハ該電信所ノ海軍軍用電信監督官所在ノ海軍通信隊ノ經費掌理者ヲ之ヲ掌理セシム

昭和十七年五月一日  
海軍大臣

## ○通牒

官房第二六五七號

昭和十七年五月二日

海軍省副官

各廳長 殿

郵便物ノ包裝ニ關スル件申進

近來郵便物特ニ小包類ハ一般ニ外包毀損セルモノ多ク殊ニ到達ニ長時間ヲ要スル外戰部隊宛ノモノハ毀損甚

シク内容露出セルモノアル趣ナル處右ハ包裝用紙質ノ低下ニ依ル點多キモノト認メラルルニ付小包類ノ外包ハ一層嚴重ト爲シ機密保持上遺憾ナキ様留意相成度

恩給第九二號

昭和十七年五月二日

海軍省人事局長  
海軍省醫務局長

各廳長 殿

公務權病證明書ニ關スル件通牒

恩給法第四十八條第一項第一號及第二號(公務旅行中流行病ニ罹リタルモノヲ除ク)該當者ニ對スル恩給取扱ニ必要ナル證明書類左記ニ依リ處理相成度

記

- 一 恩給取扱手續第五條ノ規定ニ依ル證明書ハ不取敢該權病ノ爲死亡シ又身體障礙ヲ胎ス見込ノ者ニ對シテノミ進達スルコト
- 二 前號以外ノ者ニ對シテハ公務權病者名簿(別紙様

海軍公報(部内限) 第四千八十號 昭和十七年五月二日

四三五

式)ヲ作成シ本人ノ履歴書正本ヲ海軍省人事局ニ於テ保管スルモノニ在リテハ海軍省人事局長ニ(特務士官ニ付テハ在籍鎮守府ノ海軍人事部長宛別ニ一通)、海軍人事部ニ保管スルモノニ在リテハ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ送付ノコト

(參照)

恩給法

第四十八條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス  
一 勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ  
二 勅令ヲ以テ指定スル地域ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三 (略ス)

前項ノ流行病ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付キ之ヲ準用ス

恩給法施行令

第二十一條 恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル  
第二十二條 恩給法第四十八條第一項第二號ノ地域ハ

別表第三號表ノ二ニ掲クル地域トシ同號ノ流行病ノ種類左ノ如シ

- 一 マラリア (黒水熱ヲ含ム)
  - 二 猩紅熱
  - 二ノ二 痘瘡
  - 三 コレラ
  - 四 脚氣 (別表第三號表ノ二ニ掲クル地域ニ限ル)
  - 五 發疹チフス
  - 六 腸チフス
  - 七 パラチフス
  - 八 ペスト
  - 九 回歸熱
  - 十 赤痢
  - 十一 流行性腦脊髄膜炎
  - 十二 流行性感冒
  - 十三 肺デストマ病
  - 十四 トリパノゾーム病
  - 十五 ワイルス氏病
  - 十六 カラアザール
  - 十七 黃熱
- (様式一、別表二添)

艦本第一四號ノ二二一四

昭和十七年五月二日

海軍艦政本部長

關係廳長殿

海軍共濟組合保險部及職員部診療契約ノ件  
通牒

首題ノ件ニ關シ日本醫師會及日本齒科醫師會ト別紙ノ  
通契約ヲ締結セリ  
(別紙ハ所要ノ向ヘ配付ス)

○ 辭 令

海軍藥劑少佐 中野 勇

第二課勤務ヲ命ス(海軍省兵備局)

海軍藥劑少佐 中野 勇

第一課勤務ヲ命ス(海軍運輸部)

○ 雜 款

○ 旗艦變更

第九戰隊司令官ハ四月十三日旗艦ヲ大井ニ變更セリ

第十六戰隊司令官ハ四月三十日旗艦ヲ五十鈴ニ變更セリ

○ 郵便物發送先  
自今左ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局經由 第四一海軍軍用郵便所留置  
(廣隆丸監督官)

橫須賀郵便局經由

ウ五〇 ウ八六氣付(軍事郵便)  
(軍艦能代丸)

當隊司令部及足柄宛

吳郵便局經由 第二十五軍用郵便所氣付  
(第二南遣艦隊)

四月十七日第十七航空隊殘務整理完了ニ付自今舊第十  
七航空隊關係書類ハ左ニ送付相成度

橫須賀郵便局氣付 ウ五四 ウ壹貳  
(第十七航空隊殘務整理員)

○ 郵便物ニ關スル件

當司令部ハ粟田丸ヨリ赤城丸ニ變更セラレ候處尙粟田  
丸司令部宛發送ノ向有之事務處理上支障不尠候ニ付必  
ラズ橫須賀郵便局氣付赤城丸司令部トシテ發送相成度  
(第二十二戰隊)



○荷物取扱驛ニ關スル件  
 從來鐵道便ニ依リ當隊宛送付セラル荷物ハ往々紀伊由良驛揚ニ指定ノ向有之候處荷物ニ限リ同驛ヨリ當隊所在地迄ノ臨港線ニ依リ由良内驛ニ指定セラルル方便利ニ有之候條自今右ニ依リ取計ヲ得度  
 (紀伊防備隊)

○機密第一艦隊例規及第一艦隊例規追錄第四號(昭和十七年一月一日現在)四月二十六日發送濟ニ付受領ノ上ハ直ニ受領票送付相成度  
 (第一艦隊副官)

○事務所撤去  
 伊號第三十二潜水艦艦裝員事務所ヲ四月二十六日撤去セリ

(別紙様式)

軍醫科士官ノ 職官氏名印	止療ノ事由	止療年月日	症状經過概要	發病年月日	病名	罹病地名	官職階氏名及 出生年月日	所轄	公務罹病者名簿	所轄長	印
							入籍 番號				

(昭和十七年五月二日海軍公報(部内限))

0067

(第三號表)

(昭和十七年五月二日海軍公報(部内限))

地	域	流行病
八重山列島		マラリア(黒水熱ヲ含ム以下同シ)、赤痢
鹿兒島縣大島郡、沖繩縣		Dengue熱
朝鮮		猩紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、赤痢、肺ジストマ病
臺灣		マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、Dengue熱
南洋諸島		マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、黃熱、Dengue熱
滿洲		ペスト、猩紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、赤痢、流行性腦脊髓膜炎
關東州		ペスト、猩紅熱、痘瘡、腸チフス、バラチフス、赤痢
支那	(香港ヲ含ム) (薩哈連州ヲ含ム)	マラリア、猩紅熱、痘瘡、コレラ、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ペスト、赤痢、カラアザール
露領西伯利亞		發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ペスト、回歸熱、赤痢
比律賓諸島		マラリア、コレラ、腸チフス、バラチフス、赤痢
蘭領東印度諸島		マラリア、コレラ、ペスト、赤痢
佛領印度、暹羅、緬甸、馬來半島		マラリア、コレラ、發疹チフス、ペスト、赤痢
英領印度		マラリア、コレラ、ペスト、赤痢、カラアザール
アフガニスタ、イン		マラリア、コレラ、ペスト、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、回歸熱、赤痢、カラアザール
ペルシヤ		マラリア、猩紅熱、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、回歸熱、赤痢
イラーク		マラリア、コレラ、ペスト、腸チフス、アメーバ赤痢、痘瘡

0068

(第三號表ノ二)

(昭和十七年五月二日海軍公報(部内限))

	地 域
一	南島島、南洋諸島及新南群島
二	支那(香港ヲ含ム)
三	佛領印度支那
四	緬甸、泰、馬來半島、蘭領東印度諸島、英領ボルネオ、ニューギニア島、ビスマルク諸島、オーストラリア、比律賓諸島及ハワイ諸島並其ノ他ノ太平洋上及印度洋上ノ島嶼
五	太平洋(帝國ノ第一號ニ掲クル地域以外ノ地域及滿洲ノ沿岸ヲ除ク)及印度洋

0069

# 海軍公報 (部内限) 第四千八十一號

昭和十七年五月四日(月)  
海軍大臣官房

## ○令 達

官房第二六七九號

昭和十七年度士官、特務士官、准士官(召集中ノ准士官以上ヲ含ム)ノ考課表、拔擢名簿、候補名簿及昭和十七年後期下士官、兵(召集中ノモノヲ含ム)ノ任用

進級試験、考課表、拔擢名簿、兵進級決定候補名簿ハ左ノ各號ニ依リ取扱フベシ

昭和十七年五月四日

海軍大臣

一 定期考課表ハ海軍考課表規則第四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ期日ニ於テ之ヲ調製、進達及移牒ス

官 別	期 日	調 製 期 日	任用進級候補名簿 調製官ニ進達期日	在籍鎮守府司令長官 ニ進達(移牒)期日	海軍大臣 進達期日
官 官		七月一日	七月十日		七月二十五日
特 務 官		八月一日		八月十日	
一 等 下 士 官		八月一日		八月十五日	
二、三 等 下 士 官		八月一日		八月十五日	
(師範學校卒業以外ノ者ニシテ下士官任用資格ヲ有スル者)					

二 拔擢名簿及候補名簿ハ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ通取扱フモノトス但シ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ依ルトキハ

任用進級資格ヲ有スルモ本號ニ依ル取扱ノ結果之ヲ失フ者ニ對スル實役停年計算期日ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ本號所定ノ拔擢名簿調製

海軍公報(部内限) 第四千八十一號 昭和十七年五月四日

四三九

期日現在ノ勤務ガ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ依ル實役停年計算期日迄繼續スルモノトシ

テ實役停年ヲ計算シ拔擢名簿及候補名簿ニ其ノ旨附記ス

任用 進級セシ ムベキ官種	期日 期限	實役 停年 計算期日	拔擢 名簿 調製 期日	候補名簿調製	
				製官ニ 移牒)期 限	海軍大臣ニ 進達期 限
佐官 尉官	六月三十日	七月一日	七月一日	七月十日	七月二十五日
特務士官	七月三十一日	八月一日	八月一日	八月十日	九月十五日
准士官	七月三十一日	八月一日	八月一日	八月十五日	
下士官 (師範學校卒業者ヲ除ク)	七月三十一日	八月一日	八月一日	八月十五日	

三 所轄長ハ海軍兵進級規則第九條第一項ノ規定ニ拘ラス本年八月一日現在ノ部下二等兵及三等兵ニシテ進級ニ必要ナル實役停年(實役停年計算期日ヲ七月三十一日トス)ヲ有シ進級試験ニ合格シタル者ニ勤務評點ヲ付與シ此ノ評點ト試験成績、性格、技能、品行等トヲ參酌シテ兵進級決定候補名簿ヲ調製シ同條第三項ノ區分ニ依ル候補者ノ員數ヲ八月十五日迄ニ在籍鎮守府司令長官ニ報告ス但シ九月一日ニ於テハ進級資格ヲ有スルモ本號ニ依ル取扱ノ結果之ヲ失フ者ニ對シテハ八月一日現在ノ勤務ガ九月一日迄繼續

四 續スルモノトシテ實役停年(實役停年計算期日ヲ八月三十一日トス)ヲ計算シ兵進級決定候補名簿ニ之ヲ登載シ其ノ旨附記ス  
 海軍下士官兵任用進級試験規則第三條ノ規定ニ依リ本年九月ニ於テ施行スベキ任用進級試験(作戦行動上已ムヲ得ズ施行シ難キモノヲ除ク)ハ八月ニ繰上テ施行ス但シ所轄長ハ八月ニ試験ヲ施行シ難シト認ムルトキハ所屬長官ノ認可ヲ受ケ便宜施行スルコトヲ得  
 五 召集中ノ豫備士官ノ考課表取扱ハ第一號ニ準ズ

○ 通 牒

經物第七七號

昭和十七年五月二日

海軍省經理局長  
海軍省軍需局長

關係廳長殿

海軍軍用郵便所所要物品ニ關スル件通牒

首題物品中海軍軍用郵便事務規程別表掲記ノモノハ通常物品(昭和十五年官房第三五二號參照)トシ、右以外ノ物品ハ凡テ經營需品トシテ取扱フ義ト了知相成度

(參照) 昭和十五年官房第三五二號ハ海軍軍用郵便所ニ要スル通常物品ノ出納命令官以下區分ノ件ナリ、

艦本第八號ノ二〇五一

昭和十七年五月四日

海軍艦政本部總務部長  
海軍航空本部總務部長

各海軍工廠廠長  
各海軍航空廠長(除特設)  
各海軍火藥廠長  
各海軍技術研究所長  
海軍航空技術廠長  
殿

工作廳會計經理事務改善研究會ノ件申進  
首題研究會左記ニ依リ開催セシメラレ候條可然取計相成度

記

一 目的

作業能率増進ノ見地ヨリ工作廳會計經理事務ノ改善ニ關スル調査研究ヲ行ヒ實行案ヲ求メントス

二 開催期日及場所

期日 昭和十七年九月十、十一日

場所 吳海軍工廠

詳細ハ主宰者ノ定ムル所ニ依ル

三 主宰者

吳海軍工廠會計部長

四 參加者

海軍艦政本部、海軍航空本部、各海軍工廠會計部、各海軍火藥廠會計部、海軍航空技術廠會計部、各海軍航空廠會計部、海軍技術研究所會計部關係職員  
右ノ外特ニ必要ト認ムル關係應職員ヲ參加セシムルコトヲ得

五 研究項目

別紙ノ通

海軍公報(部内限)第四千八十一號 昭和十七年五月四日

四四一

六 研究會資料及成績報告

(一) 資料

(イ) 參加各部ハ研究項目ニ對スル意見ヲ六月末日迄ニ主宰者並ニ他ノ參加各部ニ五通(研究項目各細目毎ニ別紙トス)宛送付ス

(ロ) 參加各部ハ他部ヨリ送付ノ資料ニ對シ之ニ意見ヲ附シ七月末日迄ニ主宰者宛一通(研究項目各細目毎ニ別紙トス)送付ス

(ハ) 主宰者ハ(イ)(ロ)ノ意見ヲ整理シ研究會付議案ヲ準備ス

(ニ) 成績報告  
主宰者ハ研究會終了後成ルベク速ニ經過概要、成果並ニ所見ヲ報告スルト共ニ其ノ寫ヲ參加各部ニ送付ス

七 旅費

參加員ニ對スル旅費ハ各應既配付豫算ヲ以テ支辨ス

(別紙)

昭和十七年度工作廳會計經理事務改善研究會研究項目

一 工具給與ニ關スル研究

(一) 工具給與單純化ニ關スル事項

(二) 工具給與改善ニ關スル事項  
二 工事費整理ニ關スル研究

(一) 工事費整理ノ簡易化ニ關スル事項

(二) 工事費整理ト工場管理トノ關聯ニ關スル事項

(三) 工事費決算事務ノ改善ニ關スル事項

○ 辭令

田村 與太郎

徵用中年額參千七百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十七年海軍省)

加藤 梓

(各通) 參千七百四圓 菊地 愛親

徵用中年額各頭書ノ通ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十七年同)

金子 貫一

海軍主計兵曹長

聖川丸派遣員ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(昭和十七年海軍省經理局長)

海軍少佐 崎長 嘉郎(二〇番艦)

(各通) 海軍機關少佐 神津 包弘(同)



<p>海軍特務中尉 今岡 吉郎(同)</p> <p>第一〇〇二番艦審議委員ヲ命ス<small>(三十三番艦)</small>海軍艦政本部</p>	<p>○雜款</p>	<p>○郵便物發送先 自今左ニ依リ發送相成度</p>	<p>横須賀郵便局氣付(軍事郵便) ウ八八 ウ七〇 (第一 航空隊)</p>	<p>横須賀郵便局氣付 ウ一〇五 ウ九九 (第七 設營班)</p>	<p>佐世保郵便局氣付 イ壹九 イ貳壹 (第一百 海軍病院)</p>	<p>○書類發送ニ關スル件照會 當隊出水分遣隊宛送付ノ書類ハ自今取止相成度 (佐世保海軍航空隊)</p>	<p>○試驗問題發送 第六十九期高等科電術術練習生採用試驗問題 右四月十九日左ノ通發送致候 一 單獨試驗施行ノ分ハ各部ニ直送セリ</p>	<p>一 聯合試驗參加各部用 一 應急出動艦船用 (各鎮守府人事部長宛) (海軍通信學校)</p>	<p>○着任期日 五月一日附任命セラレタル海軍練習航空隊整備學生ハ 即日始業ニ付至急着任セシメラレ度 (横須賀海軍航空隊)</p>	<p>○事務所設置 伊號第三十五潜水艦裝具事務所ヲ四月二十四日神戸 市兵庫區和田崎町三丁目三菱重工業株式會社内ニ設置 シ事務ヲ開始セリ</p>	<p>○事務開始 横須賀鎮守府第五特別陸戰隊ハ五月一日横須賀海軍砲 術學校内ニ於テ事務ヲ開始セリ</p>	<p>○殘務整理 佐世保海軍航空隊出水分遣隊殘務整理ハ自今佐世保海 軍航空隊ニ於テ行フ</p>	<p>第五防備隊殘務整理ハ第五特別根據地隊内ニ於テ之ヲ 行フ 追テ郵便物ハ横須賀郵便局氣付 ウ壹壹 ウ四八 (第五防備隊殘務整理委員)</p>
--	------------	--------------------------------	--	---	--	--	--	---	---	---	--	---	---

海軍公報(部内限) 第四千八百一十二號 昭和十七年五月四日

0075

海軍公報(部内限) 第四千八十一號

昭和十七年五月四日

四四四

○事務所撤去  
秋津洲艦裝員事務所ヲ四月二十九日撤去セリ

# 海軍公報 (部内限) 第四千八十二號

昭和十七年五月五日 (火)  
海軍大臣官房

## ○令達

官房機密第五二四〇號

本年五月一日現在第十設營班職員タル者ハ特ニ發令セラルルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ第十設營隊ノ各相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベシ

昭和十七年五月一日

海軍大臣

## ○辭令

海軍機關特務中尉 鷓野 政東

第四艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス (海軍省)

海軍大尉 浅香 良一

海南警備府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク (海軍省)

鹽月 蘭平

第二遣支艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク (海軍省)

臺灣土木技師 青島 勝三

馬公海軍建築部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク (海軍省)

軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千四百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス (海軍省)

參千圓

(各通) 貳千七百圓

千八百圓

千四百四拾圓

第二南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額 (各頭書ノ通) ヲ給シ部内限奏任官待遇トス (海軍省)

(各通)

水路部ニ於ケル氣象調査事務囑託ヲ解ク (海軍省)

(各通) 淡川 榮藏

小穴 進也

大野 和男

水谷 總太郎

海軍航空技術廠ニ於ケル技術業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (海軍省)

村山 勇三

0076

海軍公報 (部内限) 第四千八十二號

昭和十七年五月五日

四四五

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス

北村宗之助

厚生屬 飯塚 長一

第二南遣艦隊司令部附ヲ命ス(以上<sup>同</sup>同)

通信書記 香賀 三四郎

同 堀 金義

通信書記補 堀 高信

同 太田 俊一

同 鈴木 源次

同 國田 武雄

同 皆川 行雄

同 海老沼 忠吉

第十海軍軍用郵便所員ヲ命ス

事務員 清水 初男

同 村田 榮作

同 立川 功

同 小島 慶治

同 集配員 海老澤 勇

同 同 向山 正一

同 同 宮坂 幸助

(各通)

(各通)

第十海軍軍用郵便所員ヲ命ス

同 南谷 運平

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス

(各通)

通信書記 和田 祝人

同 岩邊 勝平

第四十三海軍軍用郵便所員ヲ命ス

事務員 遠藤 久二夫

同 宮下 濱好

同 澤城 秀男

同 馬場 富士雄

同 宇都木 春一

同 岩下 作市

同 榎山 三郎

同 石塚 精

同 水落 恒市

第四十三海軍軍用郵便所員ヲ命ス

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス(以上<sup>同</sup>同)

氣象技師 拔山 大三

横須賀海軍工廠ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ報酬年額四百圓ヲ贈與ス

0077

<p>(各通) 海軍少佐 池田 晋 海軍豫備中尉 石井 哲 大阪警備府ニ於ケル事務ヲ囑託ス 藤井 武一 大阪警備府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス 岩崎 賢太郎 支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス 農林技師 栗田 要吉 水路部ニ於ケル氣象調査事務ヲ囑託ス 海軍豫備學生 池田 博行 (各通) 長安 照雄 臨時大湊警備府司令部ニ派遣ヲ命ス(以上同)</p>	<p>第三課勤務ヲ命ス 海軍中佐 吉田 利喜藏 第一課兼第二課勤務ヲ命ス 海軍中佐 由川 周吉 第二課勤務ヲ命ス(以上海軍省兵備局) 海軍中佐 鶴澤 聰衛 第七號掃海艇 海軍豫備中尉 北野 併八郎</p>
<p>第八號掃海艇 同 白石 秀治 第十一號掃海艇 同 高津 彬 第十二號掃海艇 同 八東 大造 各頭書ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(海軍省經理局長) 海軍大佐 鶴岡 信道(艦本監) 海軍造船中佐 加藤 恭亮(同) 海軍特務少尉 大橋 正三(驅潜) (各通) 海軍機關特務中尉 川戸 榮好(同) 海軍豫備大尉 古山 修郎(同) 海軍技師 福岡 武美(艦本監) 第三十號驅潜艇審議委員ヲ命ス(海軍艦政本部)</p>	<p>○ 雜 款 今般鎮守府令等ノ改正ニ伴ヒ五月一日ヨリ鎮守府文庫ノ所掌事項ハ海軍軍需部第二課ニ移管ノコトト相成候處廳舎ハ從來通ニシテ軍需部トハ分離致居リ且文庫作業ハ急速處理ノ要アル等ニ鑑ミ事務簡捷上從來ノ文庫ヲ軍需部第二課分室ト呼稱シ郵便物等ハ軍需部第二課分室宛直接送付サレ度 (海軍省軍需局)</p>

海軍公報(部内限) 第四千八十二號 昭和十七年五月五日

四四七

0078

○郵便物發送先  
自今左ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局氣付(軍事郵便) イ貳〇 イ參壹  
(第九特別根據地隊)

當隊(萬洋丸司令部、萬洋丸、太興丸、億洋丸)宛  
吳郵便局經由(軍事郵便) セ四〇 セ貳壹氣付  
(第二砲艇隊)

三重縣島羽郵便局氣付  
海軍後藤部隊(舊隊名海軍山上部隊)  
(第二十五掃海隊)

○事務開始  
當軍法會議ハ三月六日厦門ヨリ移轉シ陸上廳舍内ニ於  
テ事務ヲ開始セリ  
追テ郵便物等ハ第五海軍軍用郵便所氣付香港海軍軍  
法會議宛送付相成度  
(第二遣支艦隊軍法會議)

漢口在勤海軍武官府ヲ四月二十五日漢口特別市特二區  
黃陂路十八號ニ設置シ事務ヲ開始セリ  
第十一設營隊ハ五月一日ヨリ横須賀海軍建築部内ニ於  
テ事務ヲ開始セリ

舞鶴鎮守府第三特別陸戰隊ハ五月一日舞鶴海兵團内ニ  
設置シ事務ヲ開始セリ  
追テ郵便物ハ舞鶴海兵團内海軍向井部隊宛發送相成  
度  
(舞鶴鎮守府第三特別陸戰隊)

○殘務整理  
第一砲艦隊殘務整理ハ四月二十一日ヨリ第三百三海軍經  
理部「ダバオ」支部内ニ於テ之ヲ行フ  
追テ當隊關係書類ハ左ニ依リ發送相成度  
航空便 臺北郵便局經由  
第四十三海軍軍用郵便所氣付  
(軍事航空郵便)  
普通便 吳郵便局氣付(軍事郵便)  
テ四參 テ壹壹 テ貳五内  
(第一砲艦隊殘務整理員)

○事務所撤去  
第二十九號驅潛艇艇裝員事務所ヲ四月三十日撤去セリ

0079

(限 内 部)

# 海軍公報 (部内限) 第四千八十三號

海軍大臣官房

昭和十七年五月六日(水)

## ○ 令 達

官房機密第五〇五四號ノ二

昭和十七年四月二十四日

海 軍 大 臣

南西方面施設制度調査委員會委員長殿

南西方面施設制度調査委員會ニ關スル件

訓令

委員長ハ委員ヲ督シ左記事項ニ關シ調査研究シ其ノ成果ヲ昭和十七年六月末日迄ニ報告スベシ

記

- (イ) 南西方面占領地ニ於ケル諸施設ノ現状、諸施設ニ關スル計畫進捗ノ狀況
- (ロ) 右地域ニ於ケル既定計畫ノ檢討及將來ニ對スル綜合計畫案ノ研究
- (ハ) 前號ニ關聯シ現狀制度中改善ヲ要スベキ事項及將來制度ニ關スル研究

委員長ハ必要ニ應ジ委員ヲ現地ニ派遣シ又其ノ調査ニ現地關係職員ノ參加ヲ求ムルコトヲ得  
第一項ノ報告終了次第本委員會ハ之ヲ廢止ス

官房第二七〇四號

當分ノ間海軍豫備學生艦船部隊其ノ他ノ各部ニ派遣  
(海軍豫備學生規則第十五條ノ場合ヲ除ク)セラレタルトキハ別表ニ依リ旅費ヲ支給ス  
本令ハ昭和十六年十二月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

昭和十七年五月五日

海 軍 大 臣

(別表添)

官房第二七四七號

大東亞戰爭ニ於テ拿捕セル船艇ヲ雜役船ニ編入シ其ノ船種、船名、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十七年五月六日

海 軍 大 臣

海軍公報(部内限) 第四千八十三號 昭和十七年五月六日

四四九

0080

船種	船名	所屬	定數	別記	事
練習船 (六百十四噸)	第四門丸	海軍兵學校	臨時附屬	大東亞戰爭拿捕船 エディスマ・モラー	
兼救難船 (八百噸)	來島丸	佐世保海軍港務部	同	同	クリスチャン・モラー

官房第二七四八號

昭和十二年官房第四四九六號中左ノ通改正ス

昭和十七年五月六日

海軍大臣

表中第二十五海軍軍用郵便所ノ項職員ノ欄所員「專任十四人判任」ヲ「專任三十二人判任」ニ改ム

(參照) 昭和十二年官房第四四九六號ハ海軍軍用郵便所設置ノ件ナリ(昭和十六年十二月二十六日本閣參照)

○ 通 牒

經給第七六號

昭和十七年五月五日

海軍省經理局

關係各廳御申

海軍豫備學生ノ旅費ニ關スル件通牒  
今般官房第二七〇四號ヲ以テ首題ノ件令達セラレ候處之ガ處理ニ關シテハ左記ニ依ル議卜了知相成度

記

- 一 官房第二七〇四號ノ旅費ハ海軍省ヨリ艦船部隊及其ノ他ノ各部ニ派遣服務スル豫備學生ニ對シ其ノ指定地ニ在ル間之ヲ支給スルモノトス
- 二 前號ニ依リ旅費ヲ受クル期間ハ其ノ服務スル各部ニ於テ糧食ヲ給與シ現品ヲ以テ糧食ヲ給與シ難キトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ食料ニ換給スルコトヲ得ルモノトス
- 三 第一號ニ依リ旅費ヲ支給ヲ受クル者公務ノ爲指定服務地外ニ旅行ヲ爲ストキハ所定ノ旅費(旅費等級、海軍内國旅費規則及海軍南洋群島關東州滿洲旅費規則ニ在リテハ八等、海軍外國旅費規則ニ在リテハ七等)ヲ支給セラル
- 四 前項ニ該當スル者一日中旅費ノ定額ヲ異ニスルトキハ多額ニ付之ヲ支給スルモノトス
- 五 豫備學生ニ對シテハ派遣手當又ハ支度料ハ之ヲ支給セラレズ
- 五 所屬廳ノ給與掌理者第一號ノ旅費ヲ豫備學生ノ服

0081



務應ニ於テ支給セシメントスルトキハ之ガ給與上必要ナル事項ヲ記入シタル給與通牒ヲ其ノ服務應ノ給與掌理者ニ送付スルモノトス

六 海軍豫備學生規則第十五條ニ依リ派遣セラレ派遣先ニ於テ修業セシメラルル場合ハ本官房號ニ依ル旅費ハ支給セラレズ

○ 辭 令

遞信局事務官 中村 巍  
第四十二海軍軍用郵便所長ヲ命ス

通信書記 佐藤 光男  
同 藤 原 猛  
(各通) 通信書記補 松村 二雄  
同 島崎 麟太郎

第四十二海軍軍用郵便所員ヲ命ス  
事務員 田崎 幸太郎  
同 永井 享之助  
同 三田 政次郎  
同 木村 清  
(各通) 同 渡邊 幸平

第四十二海軍軍用郵便所員ヲ命ス  
但シ身分ノ取扱ハ雇員トス(以上 海軍省)

同 中村 勝次  
同 榊原 信義  
同 永田 清

○ 雜 款

○ 旗艦變更  
第一航空艦隊司令長官ハ五月四日旗艦ヲ加賀ニ變更セリ

○ 司令潜水艦變更  
第十九潜水隊司令ハ五月一日司令潜水艦ヲ伊號第五十七潜水艦ニ變更セリ

○ 事務所移轉  
第四監視艇隊事務所ハ五月二日横須賀鎮守府内ヨリ第一號明治丸ニ移轉セリ

0082

(別表)

(昭和十六年五月六日海軍公報(部内限))

區	分	日	
		官ノ宿舍ニ起臥スルトキ	官ノ宿舍ニ起臥セザルトキ
一 内	地	〇	五〇
二 朝	鮮、臺、灣、樺、太	六〇	一〇
三 關	東、州、滿、州	七〇	二〇
四	海軍戰時特別給與規則第一條ニ該當スル地域ニ在ル艦船部隊及其ノ他ノ各部	一〇〇	一五〇

備考

- 一 本表ノ日額ハ派遣セラレタル艦船部隊及其ノ他ノ各部ニ到着ノ翌日ヨリ該應出發ノ前日迄日數ニ應ジ之ヲ支給ス
- 二 本表ノ日額ノ支給ヲ受クル場合ハ糧食ヲ給與ス
- 三 前各號ノ給與ハ派遣ヲ受ケタル應ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得

0083